

## PTAで使用する名簿等を提供してもらうのに承諾をとっていますか？

平成29年5月30日「改正個人情報保護法」が施行され、PTA等もこの法律の適用の対象となりました。児童生徒の氏名等の情報は個人情報になります。本来は、名簿はPTA等が自ら収集した情報により作成することが理想です。ですが、実際には難しいものです。

そこで、学校とよく相談し、年度初めに行う学校だよりへの写真掲載等の承諾と一緒に、使用目的（会費徴収のためなど）を明記したうえで保護者の承諾を得ておくことが考えられます。

例）年度初めに、使用目的とともに児童生徒氏名等の提供のお願いをし、差支えのある場合は問合せ先（多くは教頭先生）に連絡してほしいと書いておく。

また、PTAに加入しているか否かも、その方の個人情報となります。特に非会員の個人名の扱いは配慮が必要ですし、非加入により差別されているなどという誤解が生じないような工夫が必要です。

PTA関係の文書を配布していただく際には、学校とよく相談してください。

これまで慣例として行ってきたことでも、改めて説明や承諾が必要になる事柄が増えています。

最後に、私たちPTAと学校がしっかりとタッグを組んでいかなければ子どもたちを守れないと考えます。また、PTA組織が閉鎖的でなく学校と相互コミュニケーションが良く取れている学校は、何かあったときでも先生方が安心して教育活動にあたれるという声を聞きます。

皆で知恵を絞り、できることを無理なく、楽しくやってみましょう！困ったときは市P連にご相談ください。

## お知らせ

以下は、過去に実施した「知ろう！話そう！PTA！（役員研修会）」の意見交換・感想からの抜粋です。民主的なPTAのために、こんな工夫をしているという例がたくさんあがりました。ご参考までに。

<PTA活動を共働きでもやれるようにどう工夫しているかについて>

- ・休みが取りやすいよう年間のスケジュールを決める。
- ・会議に出られない役員はメール等で情報共有し、回答にも時間的余裕を作る。
- ・PTA室で集まらなくてもできることは家でする。
- ・現体制で、現在にあっていない所は変えていく必要もある。
- ・PTA活動は子どものためともっとアピールした方が良い。その際、仕事内容や構成人数を見直し（スリム化）改善し、誰でもできる環境作りも大事。
- ・PTAの仕事の簡略化を心がけ、レジュメを作成している。

<役員研修会に参加しての感想>

- ・PTA会費の手集金をどう回収しているのか、未納の方への対応はどうしたらよいか、他校の方も同じ疑問を持っていた。話し合いをし、自分の学校ではこう対処していこうとすることができとても満足した。会員への情報発信としてメールでのコミュニケーションのとり方など知ることができてありがたかった。
- ・深く掘り下げた話を盛んに情報交換できた。皆、同じような状況の中、頑張っていっしょのことを知り、自分も頑張ろうと思えた。
- ・皆さんが子どもたちの笑顔の一つでも増やすためにと頑張ってやっていることがわかった。